

長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実施要綱

令和2年7月16日 制定

最終改正 [令和4年4月1日 R4-04030-00432](#)

(趣 旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、予算の定めるところにより、補助事業を行う県が適当と認める者に対し、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象とする事業は、令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」又はこの要綱に基づき、県が適当と認める者が行う事業で、第4条に定める事業実施計画に記載されたものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、別表の第2欄に掲げるとおりとし、その補助額は同表の第3欄に掲げる基準額と、当該区分の総事業額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める交付率を乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 本補助金の事業実施計画に記載された事業であれば、当該年度の4月1日以降に生じた対象経費について、交付決定前でも補助対象とする。ただし、別表に掲げる(16)新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業本補助金事業については、当該年度を問わず交付決定前に生じた対象経費を補助対象とする。

(交付の決定の除外)

第3条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあつては、この限りでない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

(事業実施計画の作成及び提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第1号様式による事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画を作成する者の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、補助金の交付を受けようとする者が、第1号様式による申請書に、事業実施計画及び第6号様式、その他の関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第1-2号による申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産その従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(11) 市町は、県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下「間接補助事業」という。）を行うにあたり（1）から（10）までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「様式第5号」とあるのは「様式第5号に準じた様式」と読み替えるものとする。

(12) (11)により付した条件に基づき、市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(13) (12)により付した条件に基づき、市町に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(14) 補助事業等の実施にあたっては暴力団等と契約を締結しないこと。

（軽微な変更）

第8条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（各経費区分間の20パーセント以内）
- (3) 事業目的に影響を及ぼさない範囲内における事業計画の変更

（遂行状況報告書）

第9条 知事は、補助事業者に対し、補助事業等の遂行状況について、様式4により報告を求めることができる。

（概算払）

第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様

式第2号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までとし、様式第3号により報告書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しについて知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、様式第1-3号により繰越申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、繰越しについて知事の承認を受けた場合には、前項の繰越申請書に記載する期日までに補助事業を完了し、前条に定める実績報告書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条のただし書の規定による別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和2年10月5日から適用する。
- 3 この要綱は、令和3年3月19日から適用する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、令和3年8月31日から適用する。

6 この要綱は、令和3年12月21日から適用する。

7 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

1 事業区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
(1)新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(2)新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保する病床確保料（（8）にかかる分を除く。）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
	新型コロナウイルス感染症疑い患者の入院のために確保する病床確保料		
	医療従事者等の宿泊施設確保に要する経費（旅費、委託料、使用料及び手数料、補助及び交付金）		
	自宅療養者の生活支援等に要する経費（旅費、需用費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料）		
(3)新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(4)新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制確保事業	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(5)新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内

築事業			
(6)新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(7)医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	備品購入費、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(8)新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	委託料、補助及び交付金、重点医療機関における病床確保料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(9)新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(10)新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(11)DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(12)新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業	需用費（消耗品費、医薬材料費）、 <u>役務費（通信運搬費）</u> 、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(13)重症患者対応医療機関等施設・設備整備等支	使用料及び賃借料、備品購入費、工事費及び工事請負費、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内

援事業			
(14)新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(15)帰国者・接触者外来等設備整備事業	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内
(16)新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10 以内

様式第 1 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等
緊急整備事業補助金交付申請書

年度において、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業について、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 経費所要額調（別紙 1 - 1）
- 2 事業計画書（別紙 2）
- 3 収支予算書
- 4 その他参考となる書類（積算内訳）

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等
緊急整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付の決定を受けた
標記補助金について、下記のとおり補助の変更交付（追加・減額）、一部取消を受けた
いので、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金（変更交付（追加）（減額）・一部取消）申請額 金 円
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 経費所要額調書（別紙1-2）
- 4 支出予定額変更内訳書
今回変更申請金額：金 円
当初交付決定金額：金 円
差引（追加・減額）申請額：金 円
- 5 その他参考となる書類

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等
緊急整備事業補助金繰越申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付の決定を受けた標
記補助金について、下記のとおり事業の年度内完了が困難となったので、次の関係書類
を添えて申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 繰越額の内訳

(1) 交付決定額	円
(2) 支出予定額	円
(3) 繰越申請額	円
- 3 繰越理由
- 4 事業完了予定年月日
- 5 その他参考となる書類

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

別紙2

年度長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備
事業補助金事業計画書

事業区分	
事業の実施主体	
事業概要	
総事業費	円

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等
緊急整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付長崎県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました
補助事業について、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実
施要綱第10条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
残額	円

(前金払・概算払)を必要とする理由

振込指定口座		銀行		支店
種別	普通・当座	口座番号		
(フリガナ)				
口座名義				

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名

年度長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等
緊急整備事業補助金実績報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があった長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実績額 円
- 3 添付書類
 - (1) 経費所要額精算書（別紙1-2）
 - (2) 事業実績報告書
 - (3) 収支決算書
 - (4) その他参考となる書類

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

様式第4号

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名

年度長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金
遂行状況報告書について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律
第179号）第12条の規定により、別表のとおり報告します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

様式第5号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号により交付決定があった長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金について、交付決定通知により交付された条件に基づき下記のとおり報告します。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

誓約書

私は 年度長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

誓約の場合、□にチェックを入れてください。

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）